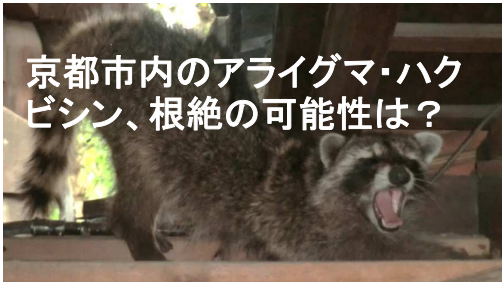


京都市内のアライグマ・ハクビシン、根絶の可能性は？



川道美枝子・川道武男・八尋由佳
(関西野生生物研究所)
2017年12月2日

アライグマ (*Procyon lotor*) は北米原産の食肉目アライグマ科に属し、オトナの体重は3-12kgある。メスは1歳から繁殖可能で、年1回平均4頭の子どもを出産する。日本での野生化は、主に1970年代後半に放映されたアニメ「あらいぐまラスカル」が人気を呼びペットとして多数が北米から輸入されるようになった。ハクビシン (*Paguma larvata*) は食肉目ジャコウネコ科に属し、東南アジア、中国南東部、台湾、インド、スマトラ、ボルネオ、ジャワ等温暖な地域に分布する。現在日本に分布するハクビシンは台湾由来の外來種である。江戸時代に海外から持ち込まれた可能性もあるが、明治時代以降に主に毛皮をとる目的や食料として飼育され、戦後に逃げたり、放され、ほぼ日本全域に分布する。どちらも登攀能力に優れ農作物を荒らし、建造物に侵入する。

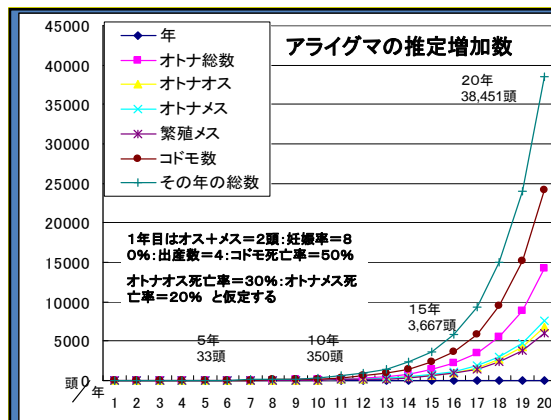
関西野生生物研究所の取り組み

- ①2005年2月京都市内のアライグマ出没調査
痕跡調査・聞き取り調査
- ②社寺に多くの痕跡と出没情報があった
爪痕を手掛かりに文化財のある社寺重点調査
- ③京都市全域にアライグマが蔓延している
多くの文化財をもつ社寺等が困っていた
違法捕獲→山に放すケースも
- ④捕獲体制について京都府、京都市に相談
行政は動かないとの結論
- ⑤関西野生生物研究所が独自に捕獲開始
研究捕獲の許可を得て自己資金で捕獲
自己資金での安楽死→獣医師に依頼
- ⑥2010年から京都市からの捕獲委託
京都市の施設で安楽死



アライグマ

ハクビシン 上西英氏提供



建物内部を破壊する
天井裏の糞も手がかり
天井裏のアライグマの糞
小石のように見える



寺の天井裏でため糞や尿をするハクビシン
糞に銀杏がまきこんでいる

対策にはアライグマ出没情報が重要

- 木造社寺に残された爪痕などの痕跡調査が効果的
- 社寺調査の際の聞き取りも重要
- 社寺調査結果を建造物管理者に伝える
- できるだけ地域に出没情報を拡散してもらう
 - 社寺の氏子、檀家の人々に関心をもってもらう
 - 監視のネットワークができる
- 社寺は自由に調査できるので最適
- 農の管理は市民に任せる。当事者意識養成が目的



調査者が訪問した場所で爪痕などの痕跡の説明を受けた管理者は自分でモニターできるようになる。

爪痕の新旧で侵入状況のモニターができる。捕獲対策の効果を検証できる。

京都市内には現在約300か所以上のモニター拠点がある。

社寺調査は最も有効
アライグマの捕獲地点
33%が社寺等、67%が民家・農地

ハクビシンの捕獲地点
64%社寺等、民家・農地36%

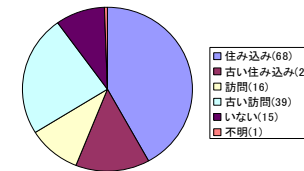
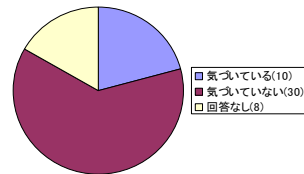
ハクビシンは痕跡調査が難しい。アライグマ捕獲檻に入ることで対策ができる。

ハクビシンに関しては、京都府、京都市ともに対策対象としていない。関西野生生物研究所が自己資金で対策実施。獣医師による自己資金による安楽死。血清採取、疾病の検査を実施。

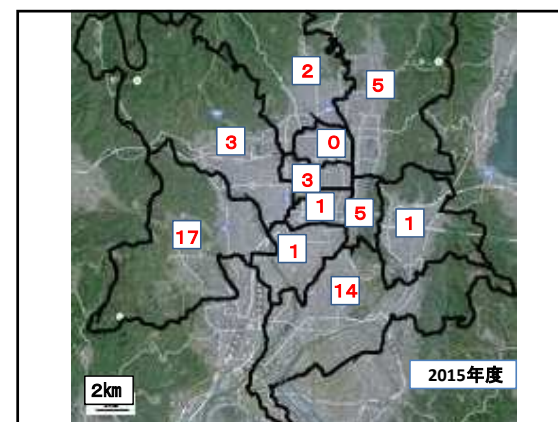
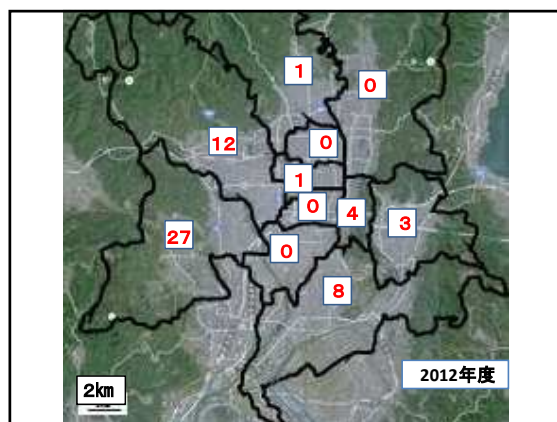
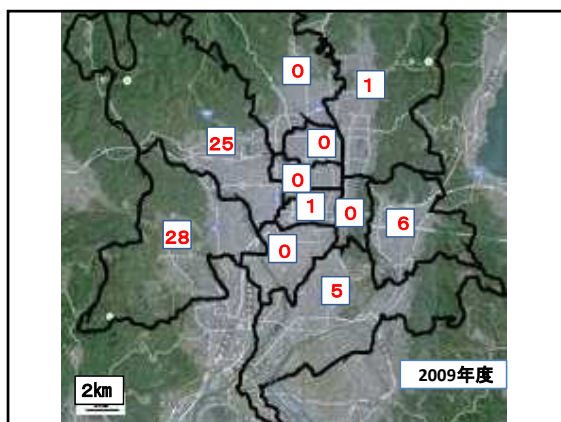
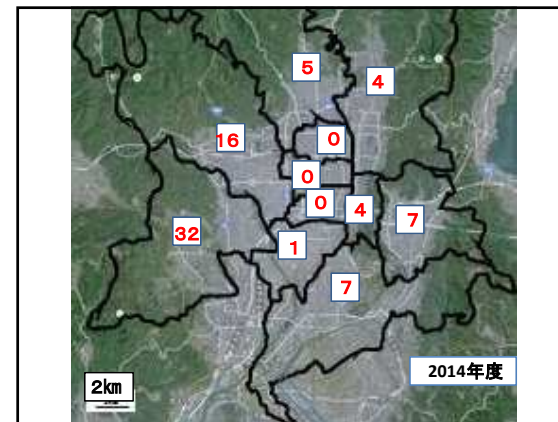
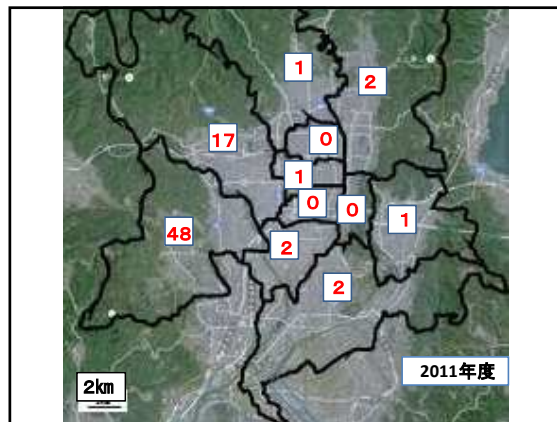
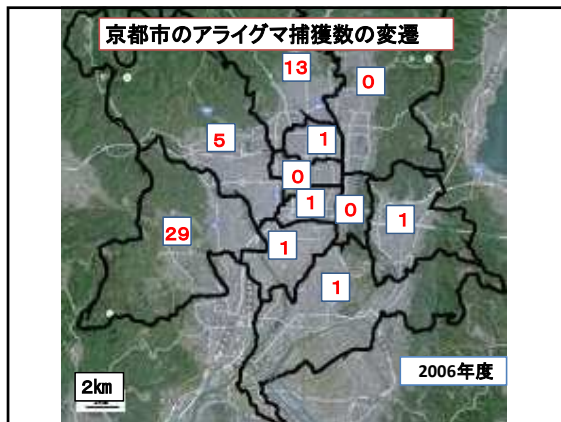
京都府舞鶴市
訪問調査は効果的

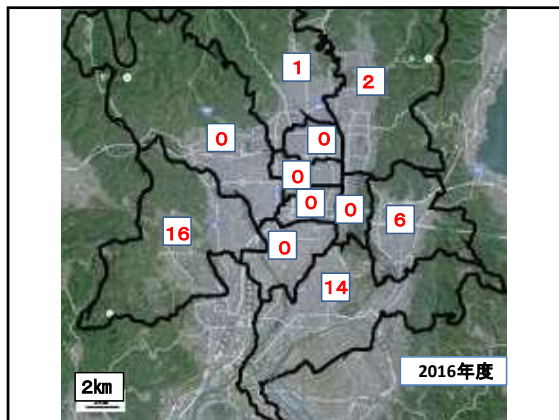
アライグマ侵入に気づかない 62.4%

アライグマ侵入・訪問痕跡 90.1%



京都市の北部は深い森林、西部と東部にやや幅広い森林がある。



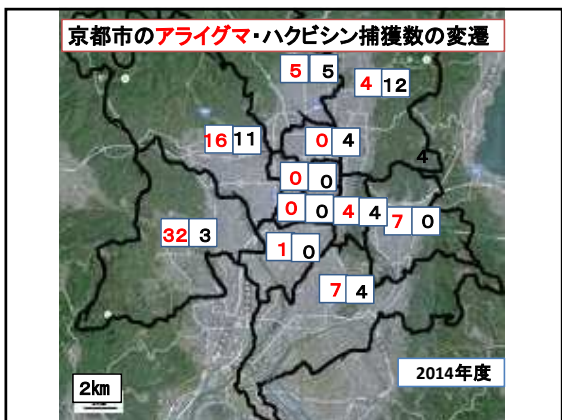
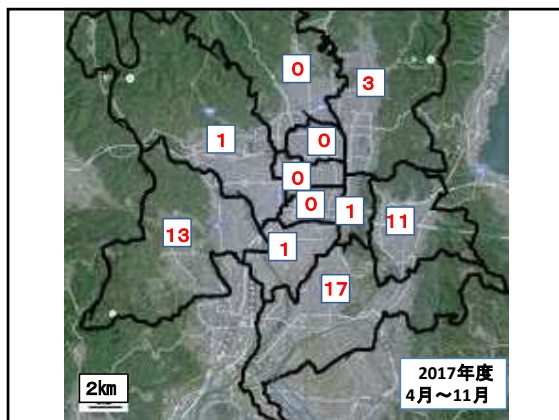
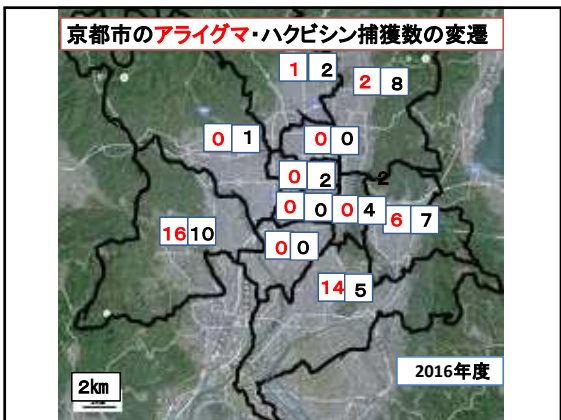


京都市からアライグマの根絶は可能か

アライグマの捕獲傾向を見ると、北部の捕獲数が明らかに減少している。一方南部地域では増加傾向にある。

北部は広大な森林地帯が広がっている。アライグマは森林を越えて移動しない可能性がある。そのため、京都市北部で丁寧に捕獲を続けたことで減少したのかもしれない。森林地帯を越えて新しい個体の流入が少ないのか、南部の開けた地域からは流入している可能性がある。

出没地域で丁寧に継続して捕獲することで根絶は可能かもしれない。



1. 対策開始の遅れ

アライグマ問題の深刻化

危険かつ有害な動物であることから多くの専門家は、1990年代から輸入禁止の法律制定を求めてきた。しかし、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」(2005年施行)の制定は2004年であり、すでに日本中に蔓延していた。

ハクビシンは江戸時代から日本にいたという可能性から外来生物法の対象からはずされた。

どちらも木登りが上手い中型の食肉類であり、それまで日本の生態系にはいないタイプの動物であり、日本の生物や建造物に対処法を進化させてこなかった。

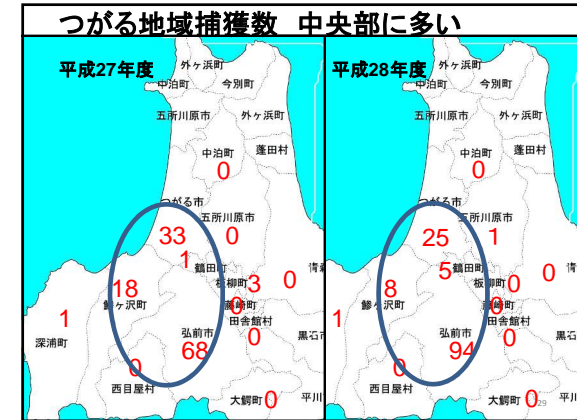
2. アライグマ対策の問題点

- 外来生物法が2005年に施行されたが、各行政の危機意識が低かった。多くの地域で「いない」との認識。
- 従来の鳥獣保護法による狩猟・有害駆除を続けた。徹底した捕獲にならない。
- 2010年くらいから各地で外来生物法による捕獲申請がされたが、罾や対策従事者の不足(予算の問題)で徹底した捕獲にならなかった。
- 狩猟者に委託した捕獲をするところでは、現在も徹底した捕獲にならない(出没の情報不足)。
- 動物愛護団体による抗議。
- 環境省のモデル事業の効果が上がらなかった。

アライグマ目撃等の情報 → 市町村役場 → 罾貸出 → 住民による罾の管理捕獲 → 市町村の委託を受け運搬(多くは賃金が支払われる) → 致死処置 → 焼却か研究機関への送付

アライグマ目撃等の情報 → 市町村役場またはハンター → 罾運搬 → 管理は住民かハンター → ハンターが運搬 → ハンターが殺処置 → 焼却か埋設
ハンターに委託費か報奨金 効果が上がっていない

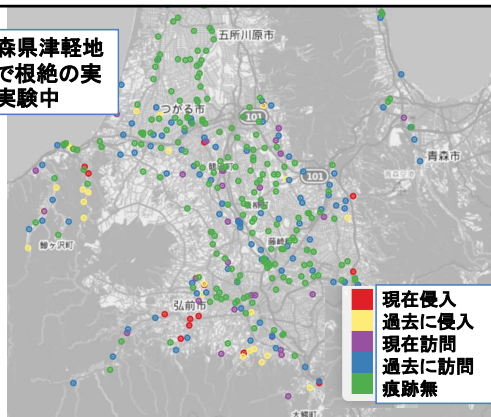
アライグマ目撃等の情報 → 捕獲業者か市町村役場 → 捕獲業者罾運搬 → 管理は住民か捕獲業者 → 捕獲業者が運搬 → 殺処置? → 焼却か埋設?
住民が費用を負担する 効果が上がっていない



3. アライグマ対策に必要な条件

- 1) 都市部や農村に関わらず情報の集約
- 2) 十分な罾数の準備。速やかな対応→罾の貸出
- 3) 住民による罾の管理
- 4) 捕獲個体の引き取りと安全な運搬
- 5) 捕獲個体の安楽な殺処置
- 6) これらの動きが無料で行われること
- 7) 1)、2)は行政による対応が望ましい
3)、4)、5)は別々の担当者が行う
これは捕獲に関わる人々が飽きないことのため
- 8) 捕獲に対する報奨金は出さない
捕獲数が減ると捕獲意欲が減退する
- 9) 行政による継続的な啓蒙活動
- 10) 捕獲の無い時期が長くとも継続して罾をかける

青森県津軽地域で根絶の実証実験中



赤丸で囲ったのは50頭以上捕獲された地域



